〇総務省告示第百六十七号

電 気 通 信 事 業 法 昭 和 五. + 九 年 法 律 第 八 + 六 号) 第 百 + 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に お 7 7 準 用 す る 同 法 第

九 + 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り、 基 礎 的 電 気 通 信 役 務 支 援 機 関 とし て 指 定 L た 社 寸 法 人 電 気 通 信 事 業 者 協

第三項の規定に基づき公示する。

会

か

5

名

称

 \mathcal{O}

変

更

 \mathcal{O}

届

出

が

あ

0

た

 \mathcal{O}

で、

同

法

第

百

十六

条

第

一項

 \mathcal{O}

規

定

に

お

7

て

準

用

す

る

同

法

第

九

+

条

平成二十五年四月一日

総務大臣 新藤 義孝

基 礎 的 電 気 通 信 役 務 支 援 機 関 \mathcal{O} 名 称

一般社団法人電気通信事業者協会	変
	更
	後
社団法人気	変
電気通信事業者協会	更
	前

一 変更年月日

平成二十五年四月一日